

「自由な親密性」の構想

—結婚してもしなくても生きやすい社会へ—

吉平花織

目次

はじめに

1. 結婚の現状
 - 1.1 結婚の定義
 - 1.2 日本の結婚と家族の規範
 - 1.3 結婚の捉え方

2. 日本の結婚の問題点
 - 2.1 婚姻制度と排除
 - 2.1.1 日本における同性婚
 - 2.1.2 同性婚と同性パートナーシップ
 - 2.1.3 同性婚はゴールになりうるか
 - 2.2 温存される「家」意識
 - 2.3 性別役割分業による弊害

3. 諸外国の結婚とパートナーシップ
 - 3.1 フランスの結婚と家族政策
 - 3.1.1 結婚のオルタナティブとしての PACS
 - 3.1.2 PACS の受容と生きやすさ
 - 3.2 台湾の婚姻制度
 - 3.2.1 同性婚の成立過程
 - 3.2.2 「多様な家族」草案の検討

4. 法律婚の脱中心化・脱特権化
 - 4.1 あるべきパートナーシップ制度の構想
 - 4.1.1 「純粋な関係性」としてのパートナーシップ
 - 4.1.2 個人単位の社会保障
 - 4.1.3 子育ての社会化
 - 4.2 一人でも生きていける社会へ

おわりに

参考・引用文献

はじめに

大学生になってジェンダー学やクィアスタディーズ、障害学に興味を持ち、それまでの人生で自分が想像できていなかった様々なマイノリティの生きづらさを知った。その中でもセクシュアルマイノリティへの差別と日本で同性婚が未だ認められていないことに対する問題意識から、大学3年生の研究課題で同性婚とパートナーシップ制度について調べた。その中で、現行の日本の婚姻制度それ自体が決して完全に正当なものというわけではなく、既に多くの問題を抱えていることを知った。自分が結婚について知らぬまま疑いなく受け入れてしまうと、直接的に問題の温存に加担することになり、それが自分自身そして社会全体に生きづらさをもたらす可能性があるのではないかと考えるようになった。また、就職活動中にライフプランを考える中で、特に女性として生きているといつかは結婚し子供を産むことが当たり前として想定されている社会に直面した。この社会で「誰もがいつかはするもの」と捉えられがちな結婚と、それによって形成される家族のあり方を改めて問い直し、自分自身の人生を見直すと同時により生きやすい社会を構想したいと考えこのテーマを選択した。

本論文では、婚姻制度と家族について検討し、生きづらさを解消して「自由な親密性」(筒井 2016 : 198-199) を実現するための提言を行う。最終的に目指したいのは、結婚を特権的なものではなくして、結婚してもしなくても生きやすい社会を実現することだ。パートナーシップ、社会的ネットワーク、個人単位の社会保障という切り口から、生きやすさにつながる自由な親密性を実現するための方法を考察する。

第一章では、日本の婚姻制度の現状分析を行い、結婚とそれによって作られる家族に関する規範を明らかにする。第二章では婚姻制度が性別役割分業を温存させている問題と、婚姻制度それ自体がマイノリティに対する排除の装置として機能している問題について、同性婚と戸籍を手がかりに論じる。ここまでの章によって、日本において婚姻が特権性を持つことを明らかにする。第三章では、婚姻制度のオルタナティブとして機能している諸外国の制度を検討する。特に、PACS が浸透しているフランスと、台湾の同性婚と「多様な家族」法案について考察する。第四章では「自由な親密性」の実現に向けた未来のあり方を具体的に構想する。あるべきパートナーシップ制度、個人単位で生きるための社会保障、カップル単位を超えた社会的ネットワークによるケアを検討し、婚姻を脱特権化・脱中心化して「自由な親密性」を実現するための手立てを構想する。

1. 結婚の現状

本章では、結婚と家族に関する先行研究を踏まえ、結婚の現状について考察を行う。その上で結婚とそれに伴って形成される家族に関する規範を確認し、現代の日本において結婚がどのようなものとして捉えられているのか分析する。

1. 1 結婚の定義

はじめに、結婚の定義を先行研究をもとに確認する。

結婚とは、『恋愛関係』の状態にある男女が、国にその関係性を登録することによって恩恵と義務を得る制度」（菊地 2022：149）である。また、「男女の継続的な結びつきのなかで、性的関係と経済的協力関係があり、社会的に承認されたもの」（星野・和田 2010：58）であると定義される。「婚姻」とは、結婚することや結婚している状態を表す法律用語である。

善積（2000）によれば、結婚は3つの特徴を持つ。一つ目は、社会的に承認された持続的な性的結合が存在するという点、二つ目は儀式などの公的な披露で結合が始まるということ、そして三つ目は配偶者同士及びその子供との間の一定の権利と義務の取り決めが行われるという特徴だ。（善積 2000：2）以下でそれぞれについて確認する。

一つ目の社会的な承認という点において、日本では主に法律婚がその役割を担う。¹ 法律婚とは、役所に婚姻届を提出することで法的な婚姻関係を結ぶことを指す。日本における法的な婚姻関係は、憲法と民法によって以下のように定義されている。

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。（憲法第24条）

婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。（民法第739条）

また、菊地（2022）によれば、日本の結婚制度が承認する性的結合において、「金銭の授受を媒介せずにセックスを行う関係性を軸に、子どもを産み育て、再生産労働を無償で行い消費・享受する」ということが男女のカップルに対して期待されている。二つ目の「儀式などの公的な披露」に関しては、挙式や披露宴の総称としての結婚式が挙げられる。現代日本の結婚式は一つの決まった儀式の形が定められているわけではなく、「神前式、キリスト教式、人前式、フォトウェディングなど多様な形態がみられる」（横田 2022：70）が、多くの場合は両親や知人に対し、当事者同士が婚姻関係を結んだことを披露する場として機能する。三つ目の一定の権利と義務の取り決めについて、夫婦間にはさまざまな権利と義務が存在し、民法によって規定されている。²

¹ 堀江（2015）によれば、日本において異性間の事実婚を婚姻関係に「準ずる」ものとしてみならず判例は存在するが、“つがい”を法的に認める制度は婚姻制度（法律婚）のみである。（堀江 2015：241）

² 義務としては、「重婚の禁止」（732条）、「同居、協力及び扶助の義務」（752条）、「婚姻費用分担義務」（760条）、「日常家事債務の連帯責任」（761条）、「貞操義務」（770条1項）、「未成年の子の監護・教育義務」（820条）などが挙げられる。

権利としては、「財産分与請求権」（768条）、「相続権」（890条）、「遺留分侵害額請求権」（1042—1049条）、「配偶者居住権」（1028—1036条）、「配偶者短期居住権」（1031—1041条）、「配偶者への贈与持ち戻しの免除」（903条4項）などが規定されており、税制上の配偶者控除も設けられている。配偶者控除については後ほど2章で詳細に記述する。

以上のように現在の日本では憲法や民法によって国家が承認する婚姻の形が規定されている。しかし、「結婚」という慣習自体は成文法が設けられる以前から存在した。現在の結婚が普遍的でないことを示すために、結婚に関する規範に成文法が設けられた明治以前の歴史を簡単に記す。中世の鎌倉時代から室町時代の結婚では、男性が「妻問い」などの求婚を行った。その上で女性が承諾して当事者間の契約が成立し、さらに女性の父や兄など権力者の承認を得ることで婚姻が成立した。江戸時代の結婚でも父母の同意が必要とされ、武家の場合は縁組願を幕府などに提出し、村ごとに設置された宗門人別帳に記載して届け出た。大多数を占めた農民や庶民に関してはほとんどの夫婦が共働きであり、妻と夫がお互いに経済的に自立したうえで築く経済共同体であった場合が多い。³ 江戸時代では特に地域ごとの差が大きく、例えば東北地方の村落社会では離婚が極めて多く婚姻形態は流動的なものだった。(中島 2017: 291) 明治民法が施行される以前の明治初期の結婚では、地域の慣習や習俗に従い、両家に合意があると確認されると婚姻が成立した。(星野・和田編 2010)⁴ 以上に挙げたさまざまな事例から分かるように、日本において画一的な「伝統的な結婚」の形態は存在しない。

ただ、配偶者選択の在り方にはそれぞれの時代の変化に伴う一般的な傾向が認められる。配偶者選択は近代化に伴って「アレンジ婚」から「恋愛婚」に以降していく。筒井 (2016) によれば、結婚における配偶者選択には 4 つのパターンが存在する。一つ目は伝統的なアレンジ婚、二つ目は「出会いは当人たちが自発的に経験したが、親の合意が必要」というパターン、三つ目は「出会いは親がセッティングするが、決めるのは当人たち＝見合い婚」というパターン、四つ目は近代的な恋愛婚である。(筒井 2016: 72) 「アレンジ婚 (arranged marriage)」とは、親が娘あるいは息子に結婚相手と出会わせ、決定する結婚の形である。前述のように結婚に際して権力者の承認が必要だった江戸時代までや、戸主の同意が必要だった明治民法下では、程度の差こそあれ結婚は多くの場合アレンジ婚であった。「恋愛婚 (love marriage)」においては、出会いも決定も当事者が行う。この定義に従えば、当人同士が合コンや婚活サービス、マッチングアプリを利用して出会う場合も恋愛婚に含まれる。

一般社団法人 平和政策研究所 政策レポート「憲法・民法から見た同性婚合法化の是非—婚姻制度の立法趣旨と子供の福祉の視点から—」
<https://ippjapan.org/archives/6307> (2023 年 12 月 18 日閲覧)

³ 東洋経済オンライン「100年前の日本人が「全員結婚」できた理由 『恋愛結婚』が9割の現代は離婚率も増加」
<https://toyokeizai.net/articles/-/202863?page=2> (2023 年 12 月 18 日閲覧)

⁴ ここに挙げた婚姻の過程は普遍的なわけではなく、実際には様々な差異が存在する。特に、日本の結婚では地域差が極めて大きい。西欧キリスト教社会の結婚は多くの場合「誓い」によって瞬時に成立するが、日本では結婚は「実家から婚家への成員権の移行」という一連のプロセスとして見なされる。平井 (2017) によれば、日本の結婚は西欧社会と異なり宗教の影響が小さく、地域社会のあり方の違いによって成員権移行のプロセスは異なるため、初婚年齢や離婚率、村内婚姻率などに関する結婚形態の地域ごとの差が大きくなっている。(平井 2017:15)

現在の日本ではアレンジ婚は減少し、恋愛婚が多数を占める。つまり、当事者が自発的に恋愛をすることによって配偶者と出会い結婚することが主流になっている。

以上のように、日本の結婚には歴史的に多様な形態が存在してきた。しかし現在の結婚においては多くの場合恋愛によって結ばれた異性愛カップルが、法律婚という形で国家に対して二人の関係性を登録し、義務と恩恵を得て社会的に承認されている。

本節では日本の結婚について定義づけてきたが、現代の日本における結婚の形態が決して普遍的ではないということを留意する必要がある。ブレーク (2019) によれば、結婚は国や地域ごとの法律、文化、宗教的教義によって多様な側面を持っている。その定義や目的については議論が続いており、例えば「生殖を行う一対の親、神の定め、単に協約的な法的地位の指定、経済的な単位、性差別や異性愛主義あるいは資本主義の道具、愛」(ブレーク 2019: 25) などが結婚の目的に関する議論の例として挙げられる。歴史的、文化横断的に論じようとするならば、婚姻関係を一義的に定義づけることは不可能である。⁵ そのため、本稿では近現代の日本における婚姻制度やパートナー関係のあり方を中心に扱うことを改めて述べておく。

1. 2 日本の結婚と家族の規範

本節では日本の結婚と家族に関する規範について、特に近代家族を焦点化し整理する。

近代家族とは、「近代社会に出現した家族の典型的な形態」(山田 2013: 64) である。千田 (2011) は近代家族について、政治的・経済的単位の私的領域である核家族で、「夫が稼いで妻が家事に責任を持つ」という性別役割分業が成立していると指摘する。さらに、以下の三つの規範を持つものが「近代家族」として定義される。三つの規範とはすなわち、夫婦間の絆の規範としてのロマンティックラブ・イデオロギー、母子間の絆の規範としての母性イデオロギー、家族の集団性の規範としての家庭イデオロギーを指す。(千田 2011: 16) これらのイデオロギーは具体的に次のようなストーリーで示すことができる。異性愛者の男女が互いの「運命の人」に出会って結婚し、社会的に承認された形で特定の相手と性的関係を持って子供を作る。妻は母親として無条件に子供を愛し、家族を大切に死ぬまで添い遂げる。これらの規範がセットで成り立っているものが近代家族であると言える。

千田 (2011) によれば、ロマンティックラブ・イデオロギーは、「愛と性と生殖が結婚を媒介とすることで一体化された規範」のことを指す。(千田 2011: 16) 異性愛者の男女がたった一人の相手と出会い、恋に落ちる。そして結婚することで性的関係を持つことを社会的に承認され、子供を産むことを期待され、家族を作り、死ぬまで特定のパートナーと添い遂げる。このような生き方がロマンティックラブ・イデオロギーによって理想化され、「正しい」ものであるとして規範化されている。個人の生き方の多様化が進む今、この規範は揺ら

⁵ 婚姻のあり方は実に多様であり、歴史的、文化横断的に婚姻関係を検討すると、一般的に想像される「結婚」とはかけ離れた事例を確認できる。ブレークは例として一夫多妻や一妻多夫、複数の男女間の結婚、遊牧民族の花嫁交換、王朝的な政略結婚、1950 から 60 年代の男性稼ぎ手組合や集団結婚、共同体的な性行為の共有[communal sex]、妻の交換、代理結婚[proxy sex]を挙げている。(ブレーク 2019: 25-26)

いでいるものの、法律婚とそのシステムに則って作られる家族によって維持され続けている。具体例を挙げれば、配偶者以外と性的関係を持つ「不倫」をしたら罰せられ、結婚したら性的関係を持って子供を産むということが当然のように期待され、あるいは子供ができたら「けじめ」として結婚する「できちゃった婚」⁶が存在する。結婚していない夫婦の子供である非嫡出子の割合は2021年にはたったの2.3パーセントであり、戦後長年にわたって2パーセント前後という低い水準を維持している。⁷ これらの事実は、結婚によって愛と性と生殖が一体化されるというロマンティックラブ・イデオロギーが現存していることを示しているのではないだろうか。つまり、法律婚という社会システムによって、親密性と性愛と再生産労働が連続した一つのプロセスであるとみなされて、法的、社会的に承認される。反対に、法律婚が定める「正しさ」から外れた場合、バッシングを受けたりスティグマ化されたりする。また、ロマンティックラブ・イデオロギーは性愛規範性 (amatonormativity) とも密接に関連する。阪井 (2022) によれば、性愛規範性とは「排他的に愛し合う性愛関係こそが人々の目指すべき普遍的目標であるという社会に流布した規範」を示す。(阪井 2022 : 202)

二番目の規範として、近代家族には母性イデオロギーが存在する。千田 (2011) によれば、母性イデオロギーとは「母親は子供を愛するべきだ、また子供にとって母親の愛情に勝るものはない」という考え方のことを指す。(千田 2011 : 16) 日本における母性イデオロギーは、まずは明治期に入って「良妻賢母規範」として現れた。すなわち、「家庭を守って夫を支え、次世代の国民を育てる」という母による教育の価値に重きが置かれるようになったのである。(千田 2011 : 30) その後「母性」という言葉が一般化した1920年代は、夫の賃金で家族を養うという「家族賃金」が成立し、性別役割分業が進んだ時期と重なる。戦前には強い国民を産み育てることを目的としていた「母性」概念は、戦後は平和の象徴として使用されるようになった。1960年代には三歳児検診の開始とともに「3歳までは母親の手で(育てるべき)」という三歳児神話が形成され、母性イデオロギーは強化されていった。(千田 2011 : 32) 以上のように、母親による育児を重視するということが近代家族の一つの特徴として挙げられる。

最後に、家庭イデオロギーも近代家族の重要な特徴の一つである。家庭イデオロギーとは「家庭を親密な、この上なく大切なものとする考え方」である。(千田 2011 : 17) 主に夫婦と未婚の子からなる核家族が構成員同士のケアを行うことを期待され、他のあらゆる人間関係よりも強固な親密性を構築する。1980年代には大平政権によって「家族基盤の充実」政策が導入され、⁸ 女性が専業主婦として家にいることで「仲の良い理想の家族の団欒」が

⁶ 二宮 (2012) は、「できちゃった婚」の背景として、「父母の婚姻が親子関係を規定」し、「出産するのであれば、婚姻をすべきという、親子関係における婚姻規範」が存在すると指摘する。(二宮 2012 : 70)

⁷ e-Stat 政府統計の総合窓口 「人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生」統計表参照 <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411618> (2023年12月18日閲覧)

⁸ 1979年に大平首相によって打ち出された政策である。配偶者控除の引き上げや第3号被保険者制度の導入、贈与税と所得税の配偶者特別控除の導入などが一連の政策として挙げられる。(千田 2011 : 35)

可能になるというイデオロギーが強化された。

以上のように、近代家族は法律婚によって規範化された、永続的で排他的なパートナーシップによって形作られている。そして、家族という枠組みの中で最も強い親密性が構築され、再生産労働などに関わるケアが行われるべきだという規範が存在する。そしてそれに伴う男女別の役割分担が行われることが期待されている。

1. 3 結婚の捉え方

本節では現代の日本において結婚がどのようなものとして捉えられているのかについて考察する。

近代社会において、結婚は個人の人生に安定をもたらすものであるとして広く受容されてきた。近代化した社会では、職業選択と居住移転の自由化によって多くの人が生きて働く場所を自ら設定して生計を立てている。前近代社会のように世代を超えた家業によって生活が保障されているわけではなく、個人がそれぞれ自分で決めた職業に就いて生活する。所属するコミュニティもある程度は自分で選択することができる。その結果、山田（2017）によれば、個々人のアイデンティティや存在意義は自動的に保証されるわけではなく、自分を承認する術を自分自身で見つける必要が生じる。（山田 2017：25）山田（2017）は、こうした個人化が人間関係のあり方にも影響を与えていると指摘する。現代社会は、他者によって与えられた人間関係ではなく、自らが関係を選んだり選ばれたり、あるいは誰からも選ばれないリスクを引き受ける社会である。（山田 2017：29）このように近代化した社会の中で、結婚は個人に経済的、そしてそれに伴う心理的な安定をもたらす。結婚、特に法律婚をすることによって共同生活の相手を得ることができ、社会的に承認された形で生計を共有できる。さらに、特定の個人との親密性の充足が保証される。逆に結婚しないことによって、自らを承認する相手、性的に親密な相手、経済的に支える相手がいないという困難に直面する可能性が生じる。このような理由によって結婚は経済的、心理的に充実して生きていくために必要な手段として広く受容されるようになった。特に、戦後から高度経済成長期にはほとんど全ての人が結婚する皆婚社会であった。⁹ 床谷（2017）によれば、皆婚社会において結婚は「いわば社会で安定した地位を得るための通過儀礼」とであると捉えられていた。（床谷 2017：374）

一方、現代の日本社会では全員が必ずしも結婚するわけではない。国立社会保障・人口問題研究所によると、50歳までに一度も結婚しない人の割合を示す「50歳時の未婚率」は2020年には男性28.3%、女性17.8%である。¹⁰ また、同研究所が2021年に実施した第

⁹ 1950年生まれの50歳時の未婚率（旧生涯未婚率）は男性1.46%、女性1.35%。

1960年生まれの50歳時の未婚率は男性1.26%、女性1.87%である。

内閣府ホームページ 人口統計資料集(2012) 「生涯未婚率と初婚年齢」

https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2012.asp?fname=T06-23.htm
(2023年12月15日閲覧)

¹⁰ 人口統計資料集(2022)「性別,50歳時の未婚割合,有配偶割合,死別割合および離別割合:1920~2020年」

16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）の結果では、「いずれ結婚するつもり」と考える 18~34 歳の未婚者は、性別、年齢、生活スタイルの違いを問わず全体的に減少している。¹¹ ただ、減少傾向にあるとはいえ、2021 年に行われた同調査において 18~34 歳という若年層の未婚男性の 81.4%、未婚女性の 84.3%が結婚の意思があることを表明していることを考慮すると、現代でも多くの人にとって結婚がある種の通過儀礼あるいは規範として機能しているとも言えるだろう。一方、次章で詳しく扱うが、そもそも同性婚が法制化されていない日本において同性愛者は結婚というライフスタイルを選択することができない。また、親密性と性愛と再生産労働を一体化する法律婚のあり方は、他者と恋愛や性的な関係を持つことを望まないアロマンティックやアセクシャルの人々の生き方を想定していない。皆婚規範が根強く残っているにも関わらず、制度から排除されるマイノリティが存在していることに注意したい。

最後に、現代日本の結婚に対する認識を語る上で欠かすことができない「婚活」について触れておく。山田（2008）によれば、「婚活」とは結婚することを目標として積極的に活動することである。久保田（2022）は、日本の「婚活ビジネス」と呼ばれる結婚関連産業¹² は 2000 億円規模であり、この 10 年間で 3 倍以上の規模に拡大していることから、「日本の『婚活』をめぐる状況は狂乱の様相を呈している」と指摘する。（久保田 2022:221）前述の通り男女ともに若年層の 8 割以上が「いずれ結婚するつもり」と考えているような社会において、人々が「結婚したくてもできないかもしれない」という恐怖を抱くだろうことは想像に容易い。現在では根強い皆婚規範により、マッチングサービスや婚活コンサル、マニュアル、婚活に関する自己啓発などが台頭し、幅広い「婚産複合体」が活気付いている。（久保田 2022:221）

また、行政が積極的に婚活支援を実施している地域もある。例えば、東京都では「TOKYO ふたり STORY」と銘打った婚活支援が行われている。¹³ 公式の WEB サイトには夫婦に関するコラムや都内のデートスポットの紹介文が掲載され、東京都が主体となって体験共有型のマッチングイベントや婚活パーティーなどを開催している。また、定期的に専門家によ

https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2022.asp?fname=T06-23.htm
(2023 年 12 月 15 日閲覧)

¹¹ 18~34 歳の未婚者について、「いずれ結婚するつもり」と考えている人の割合は、2000 年代は安定的に推移していたが、2021 年に行われた調査では未婚男性は前回調査（2016 年）の 85.7%から 81.4%へ、未婚女性は 89.3%から 84.3%へとそれぞれ低下している。国立社会保障・人口問題研究所「現代日本の結婚と出産-第 16 回出生動向基本調査（独身者調査並びに夫婦調査）報告書-」

https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_ReportALL.pdf（2023 年 12 月 18 日閲覧）

¹² 婚活ビジネスとは、「結婚を希望する男女の利用者の出会いを支援し、お見合いのセッティングや交際への進展、さらに成婚までをサポートするサービス全般」のことを指す。『婚活ビジネスとは？開業・起業の方法や注意点を解説』マネーフォワードクラウド会社設立 <https://biz.moneyforward.com/establish/basic/57478/>（2023 年 12 月 18 日閲覧）

¹³ 東京都結婚支援ポータルサイト <https://www.futari-story.metro.tokyo.lg.jp>
(2023 年 12 月 18 日閲覧)

る WEB 上での婚活相談サービスも提供されている。

ここではもはや近代家族の形成の条件とされているロマンティック・ラブが機能しているとは言い難い。要するに、男女が自然に「運命の人」と出会い、「恋に落ちた相手とパートナーになる」という、純粹な意味でのロマンティックな関係性が成立しているわけではない。結婚するという事そのものを目標として、まるで就職活動をするかのように積極的に「恋愛」に勤しみ、婚姻できる関係の成立に向けてイベント参加や専門家への相談など様々な活動に従事する。結婚をすることで得られる恩恵を目的に、利害が一致した二人の関係性に対して「結婚（法律婚）」という形での国家からの承認を必要とする。このようにして人々は婚活へと駆り立てられているのである。

法律婚が保障の役割を果たしている現状、結婚することは経済的そして心理的な安定をもたらすために必要不可欠であると認識されている。逆に結婚しないあるいはできないことは、承認されること、保障されることからこぼれ落ちてしまう原因になる。本来は人間の関係の結び方は多様であり、「性愛と親密性を併せ持ったパートナーと一緒に生活する」ということは多様なライフスタイルの選択肢の一つに過ぎないはずである。しかし法律婚に対する特権の付与とそこからはみ出ることへのスティグマ化により、結婚するという事そのものに絶対的な価値が置かれ、「婚活」に対する支援が官民連携して活性化しているという事実は注目に値する。

2. 日本の結婚の問題点

前節では、結婚制度の定義を確認し、結婚が家族と密接に結びついていることや、現在の日本では結婚、特に法律婚をすることが規範化されている現状を確認した。本章では日本の結婚制度に焦点を当て、現行の制度が性別役割分業を温存させている問題と、婚姻制度それ自体が排除の装置として機能している問題について、戸籍を手がかりに論じる。

2. 1 婚姻制度と排除

本節では日本の現行の婚姻制度によってマイノリティが排除され、差別が温存されている問題について論じる。特に同性婚を焦点化する。

2. 1. 1 日本における同性婚

日本では 2023 年 12 月現在、同性婚の法制化は実現されていない。第一章で引用した日本国憲法第 24 条において婚姻は「両性」（＝男女）の合意によって成立するものとされ、同性間の婚姻に関する言及はない。また、婚姻に準ずる同姓パートナーシップ制度も国家レベルの法制度として定められているわけではない。本項では同性婚が認められていないことで性的マイノリティが排除されている現状について論じる。

志田（2022）によれば、同性婚の権利を獲得しようとする運動は、レズビアンの出産とゲ

イ男性の間での HIV/AIDS の蔓延をきっかけに始まったとされる。(志田 2022:174) 前者に関しては 1970 年代にレズビアンの出産ラッシュが生じ、出産していない方のパートナーが子供に対する親権を得られないことが問題視されるようになった。後者は 1980 年代に HIV/AIDS が蔓延した際に、結婚していないためにパートナーと病院で面会することができず、遺産を相続することもできず、さらには住居立ち退きを強制される事態が生じたことが問題視された。志田 (2022) は以上の出来事により、同性愛者たちが「結婚制度にパッケージ化されているさまざまな権利と義務を認識するようになった」と指摘する。(志田 2022:175)

ここで、現状婚姻が認められていないことによって同性愛者が得ることができない「結婚制度にパッケージ化されたパートナーの権利」には何があるのかについて具体的に触れておく。中川 (2018) によれば、婚姻には法的、経済的利益が結び付けられている。日本人と婚姻した外国人パートナーは「日本人の配偶者等」という在留資格を得ることができるが、婚姻できない同性カップルには認められない。これは例えば後述のフランスや台湾など同性婚が法制化された外国において同性同士で婚姻していたとしても、日本における扱いは変わらず、配偶者としての在留資格は与えられない。また、パートナーと死別した場合に婚姻していれば遺言がなくても相続人になることができるが、¹⁴ 婚姻していない場合は遺言がなければ財産を承継することができず、遺言があったとしても相続税の負担は大きくなる。また、婚姻したカップルが関係を解消する場合の財産分与制度は男女であれば事実婚でも適用されるが、同性カップルには認められていない。保険の給付や病院での面会など同性パートナーシップ法によって補われている部分もあるが、それでも遺族年金受給権や犯罪被害者給付金の受給など、婚姻カップルであれば行使できる権利を得られていないため不十分である。(中川 2018:96) また、中川 (2018) は法律婚をすることによって二人の関係が社会的に承認されるという心理的社会的利益を得ることができるとし、ただでさえ現状は社会の偏見の中で生きざるを得ない性的マイノリティ当事者が「パートナーとの関係が公的に認められない」ことによって被る不利益を指す。(中川 2018:96) これらの事例から、同性カップルは男女の婚姻カップルと比較して得られる権利や利益が大きく制限されていることが分かる。

第 1 章で確認したように、現在の日本の結婚やそれによって作られる家族のあり方は歴史の中で普遍的に存在してきたわけではない。しかし、同性愛者に結婚する権利を付与しようとする議論の中では、必ずと言ってよいほど日本の「伝統的家族」の崩壊を危惧する声が出る。日本の「伝統的家族」の規範は前述の「近代家族」の規範に重なる部分がある。すなわち、男女の異性愛者カップルが国家に関係性を登録することによって形成される家族で、一般的に男は外で働き女は家を守り、子供を産み、家族は永続的そして排他的に互いを扶助し合うということが理想化される規範である。現役の首相が同性婚について「同性カッ

¹⁴ 民法第八百九十条 (配偶者の相続権)

「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。」

e-GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089> (2023 年 12 月 18 日閲覧)

プルに公的な結婚を認めないことは、国による不当な差別であるとは考えていない」と答弁し、¹⁵ 同性婚の法制化は「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題」であるため「極めて慎重に検討すべき課題だ」と述べたことは記憶に新しい。¹⁶ 前述のように婚姻が認められていないことによって不利益を被っている人が存在するにも関わらず、「伝統」という言葉を利用して巧妙に議論を避けようとする政権の姿勢には注意する必要がある。

二宮（2019）は、「婚姻法はカップルとしての共同生活に社会的承認を付与するものである」とした上で、時代や社会の変化によりその意義や成立要件は変化しうるものであると指摘する。（二宮 2019：614-615）2023年現在、35の国・地域において同性婚が制度化ないし判例により承認されている¹⁷ ことは、まさしく「時代と社会の変化」を顕著に示していると言えるだろう。つまり、世界各地で同性婚が認められている現状はまさに「婚姻を男女間に限ってきた沿革が絶対的なものではないことを示している」（二宮 2019：614）のである。絶対的に「正しい」パートナーシップやそれによって形成される家族の形というものが存在しない以上、性的指向が何であるかによって排除を容認するような制度をまず変革する必要がある。

2. 1. 2 同性婚と同性パートナーシップ

それでは実際に同性婚を成立させるためには何が必要なのだろうか。渡邊（2018）は、同性登録パートナーシップの実現を同性婚成立への過渡的段階として挙げている。（渡邊 2018：162）日本では同性パートナーシップ制度は国家レベルにおいては認められていないが、2015年に渋谷区での条例成立を皮切りに同性間でのパートナーシップを認める自治体が増加してきた。渋谷区とNPO法人虹色ダイバーシティが共同で実施した全国のパートナーシップ制度に関する調査では、2023年6月時点では328の自治体が導入し、人口カバー率は70.9%である。そして同年5月31日時点では5,171組が交付を受けている。¹⁸ 棚村（2018）によれば、同性パートナーシップによって自治体が発行する証明書自体に法的拘束力はないが、証明書をもとに家族向け区営住宅に入居することや、病院で手術の際の同意書を承認されること、さらに事業者が認めれば家族手当の受給や育児介護休暇の取得がで

¹⁵ 朝日新聞デジタル 2023年2月28日「岸田文雄首相、同性婚を認めないのは『国による不当な差別でない』」<https://www.asahi.com/articles/ASR2X6G6LR2XUTFK016.html>（2023年12月18日閲覧）

¹⁶ 東京新聞 Tokyo Web 2023年2月7日「同性婚『社会が変わってしまう』は岸田首相自身の言葉 G7で認めないのは日本だけなのに…」<https://www.tokyo-np.co.jp/article/229686>（2023年12月18日閲覧）

¹⁷ 『世界の同性婚』公益社団法人 Marriage For All Japan <https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/world/>（2023年12月20日閲覧）

¹⁸ 渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査 データ参照 https://nijibridge.jp/wp-content/uploads/2023/06/20230628_infographic_ND.pdf（2023年12月20日閲覧）

きるようになる。(棚村 2018:124) これらの効果は、同性愛者に対する差別や偏見を解消する契機になりうるだろう。まずは同性パートナーシップ制度をより多くの自治体、ひいては国家レベルで普及させ、同性カップルが社会的に承認されることの重要性を可視化することが必要である。清水(2008)は、同性婚を法制化することは、「同性愛もまた社会的に正当な結合であることを国家が宣言する」という機能を持ち、同性愛者を「正当な存在として可視化することを可能にする」と述べる。(清水 2008:107) つまり、婚姻制度が持つ社会的承認の役割を同性愛カップルも利用できるものにすることによって、排除による性的マイノリティへの差別を緩和できるということである。

2. 1. 3 同性婚はゴールになりうるか

ただ、ここで強調したいのは「最終的に同性婚が認められればそれだけで良いのか」という問いである。本章の第二節以降で詳しく述べるが、婚姻制度それ自体が「永続的で排他的な、性的結合を媒介とした二者間のモノガミーな関係」という特定の間人間関係のあり方を優遇している。そして、そこから外れた生き方を選択した人々に対して差別を引き起こす装置になっている。同性愛者を婚姻という括りの中に組み入れたからといって、マジョリティが理想とする型に当てはめることになり、そこにも当てはまらないマイノリティの中のマイノリティはより見えづらい場所で生きづらさを抱えることになる可能性がある。例えば次章で扱う台湾での同性婚成立過程において、福永(2021)はゲイやレズビアンが異性愛規範に同化しようとするような言説が多く見られたことを指摘する。¹⁹ 性的マイノリティにはゲイやレズビアンといった同性愛者だけではなく、アセクシャルやアロマンティック、ポリアモリーの当事者など多様な SOGI の多様な個人が含まれている。同性婚を結婚の複製品のように導入するだけでは新たな排除と差別を生み出す結果に終わるだけだろう。つまり、特定の親密性のあり方だけが優遇される構造は変わらない。ここに「婚姻」というユニットを保障の受け皿にしていることによる大きな落とし穴があるといえる。

2. 2 温存される「家」意識

本節では、前節で述べた排除の問題が「家」意識の残存と戸籍制度に起因している側面を明らかにする。まず、「家」意識とそれを支える法制度としての戸籍について検討する。そして、婚姻と「家」意識に密接な関係があることを示し、それによって誰が、なぜ、どのように排除されているのかを明らかにする。

最初に日本における戸籍の歴史について簡単に触れておく。戸籍は、「全国統一の国民管理システムとして、人々を居住する土地に結びつけて把握し、登録」(堀江 2022:181) するための制度として作成された。現在まで続く戸籍制度のおおもととなる 1871 年の「壬申

¹⁹ 福永(2021)は同性婚法制化を求める運動の過程で同性愛者が「異性愛者と同じ人間」で「良き市民」であると主張するために異性愛規範に同化すると指摘する。そして、「私も結婚までの貞節を守りたい」や「婚姻平等を守り抜いて俺も主夫になる」といった、異性愛者との同質性を強調するような言説を例に挙げている。(福永 2021: 51-52)

戸籍」においては、住む土地に結びついた「戸」が想定された。しかし、近代化により人の移動が活発になり、土地と人を結びつけることが不可能になってからは、戸籍は「戸主を中心とした家族関係の身分登録」を目的として利用されるようになった。(堀江 2022 : 182-183)

1888年に明治民法が制定され、戸籍の役割が法律で明確に示された。戸主とその家族は同じ氏を名乗ること(第746条)、婚姻によって妻は夫の家に入ること(第788条)が定められ、男性を家長とする「家」が民法の中に組み入れられた。このように戸籍と「家」制度は密接に結びつく。服部(2017)によれば、そもそも「家」制度とは天皇中心の国家体制を支えることを目的として、明治民法で確立された家族制度のことを指す。戸籍によって確立される戸主とその家族が構成する単位を「家」と定め、戸主が所有する権利と財産は次の戸主である家督相続人に単独で相続される。服部(2017)は、家制度は個人の自由よりも家の存続を優先するために存在し、家産を維持継承していくために戸主に強い権限を認める制度であったと説明する。武家や大規模な商家に存在していたこの仕組みが明治時代に一般に浸透し、明治民法によって法的に確立された。(服部 2017 : 329) 明治民法では婚姻によって妻は夫の家に入ることが規定され、妻は法律上の無能力者として扱われた。財産権や居住場所の指定、子供の結婚に関する同意権は戸主である夫のみに認められ、妻が家の外で働くにも夫の許可が必要であった。堀江(2022)は、このように国民を管理するための基礎単位として「家」を置き、男性を家長とする家制度を民法の中に組み入れることにより性別役割分業が固定化されたと指摘している。(堀江 2022 : 183)

「家」制度は日本国憲法公布に伴って1947年に改正された民法によって廃止され、理念上男女が平等であるということが徹底されるようになった。二宮(2012)によれば、憲法に基づいて民法改正を検討する中で個人ごとに戸籍を編纂するという案もあったが、煩雑さや利便性を重視したため、最終的には戸籍法により戸籍が一組の夫婦と氏を同じくする子供ごとに編纂されることになった。そして「夫婦と親子という家族共同生活体」が同じ姓を持って同じ戸籍に記載されるように決定された。(二宮 2012 : 65) 新たな家族共同体は従来の「家」とは無関係だとされつつも、夫婦と子供は一つのグループとして扱われたのである。二宮(2012)は、これにより家族の「標準的モデル」が認識されるようになったとし、1950年代後半から始まった高度経済成長期に伴う男性稼ぎ手モデルと融合して実利的な婚姻規範が形成される原因になったと指摘する。(二宮 2012 : 65-67) つまり、戸籍を共にする小規模な核家族のあり方が標準的で「正しい」家族のあり方であるとされ、税制や社会保障といった法的保護を受けるようになった。次章で扱ういわゆる「配偶者控除」のように性別役割分業を温存する制度は、遡れば氏と戸籍を一体化することで「標準的な家族モデル」が形成されたことに起因すると言えるだろう。

また、「家」意識の温存が戸籍に関する慣行で明らかになる例がある。例えば法律婚によって夫婦になることを「入籍する」と表現する場合がある。有名人の結婚報道などメディアで使用されることがあるため誤解されがちだが、「入籍」と「結婚」は同義ではない。²⁰ 初婚同士のカップルが婚姻届を提出すると新しい戸籍が作られ、二人で新しい戸籍に入るこ

²⁰ 「入籍と結婚は違う意味！？婚約や結婚にまつわる“間違えやすい”用語集」結婚情報ゼクシィ <https://zexy.net/article/app002006018/> (2023年12月14日閲覧)

とになる。選択的夫婦別姓が認められていない日本においては、両者が婚姻届に記載した「婚姻後の新しい氏」を名乗ることになる。そのため一方が他方の「籍に入る」ことはないのだが、選択される「婚姻後の新しい氏」には偏りが生じている。内閣府男女共同参画局によって実施された調査によれば、結婚して改姓するのは 2022 年時点で女性が全体の約 95 パーセントを占めている。²¹ 法律で定められているわけではないにも関わらず、実に法律婚カップルの 9 割以上において女性が男性の姓に合わせている。堀江（2015）は、「入籍」という言葉に「家」意識が表れていると指摘する。つまり男性の氏を「継承する」という社会的慣習が残存し、「入籍」という言葉によって女性が男性の「家」に「嫁入り」という感覚が残っていると見える。（堀江 2015：147）

日本政府は戸籍に関して身分関係を登録するシステムだと説明しているが、²² 以上に「家」制度の名残を残している点において批判されうる。二宮（2012）は日本において「氏と戸籍の一体化によって標準的な家族モデルが維持されてきた」とした上で、差別をなくして多様な家族のあり方を保障し支えるために「戸籍制度の改革は不可避である」と述べている。（二宮 2012：81）つまり、戸籍を現在のように家族関係によって登録・編成するのではなく、個人単位で編成し直すべきだと主張する。

2. 3 性別役割分業による弊害

婚姻制度は性別役割分業を前提としている。その原因の一つに前述の国民年金の「第 3 号被保険者」制度の存在が挙げられる。「第 3 号被保険者」とは、厚生年金と共済年金の加入者（収入 1000 万円未満）の妻で、自分の所得が年間 130 万円以下の者を指す。²³ 例えば夫がサラリーマンや公務員である家庭の場合、専業主婦あるいはパートタイムで働く妻であれば保険料を納めずに年金を受け取ることができるシステムである。多くの家庭が専業

²¹ 『夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ』内閣府男女共同参画局
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>（2023 年 12 月 18 日閲覧）

²² 法務省のホームページでは、戸籍制度について以下のように説明されている。「戸籍制度は、日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子、兄弟姉妹等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度です。また、人の身分関係の形成（婚姻、離婚、縁組、離縁等）に関与する制度でもあります。」
法務省「戸籍の ABC」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00031.html（2023 年 12 月 18 日閲覧）

²³ 日本年金機構のホームページでは以下のように説明されている。「第 3 号被保険者とは、会社員や公務員など国民年金の第 2 号被保険者（夫など）に扶養される配偶者の方（20 歳以上 60 歳未満）が対象となります。第 3 号被保険者である期間は、第 1 号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。」第 1 号被保険者とは自営業者や学生等を指し、第 2 号被保険者とは厚生年金保険及び共済組合の加入者を指す。
日本年金機構「国民年金の第 3 号被保険者制度のご説明」
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-01.files/03.pdf>（2023 年 12 月 18 日閲覧）

主婦世帯だった 1986 年に女性が年金を受け取る権利を確保することを目的として導入された。導入当時の社会では、結婚によって作られた家族が基礎的な経済単位とされ、夫は公的な場で働き収入を得て保険料を支払い、妻は夫を支えるためにアンペイドワークに従事し家庭を守るという性別役割分業が「当たり前」だとされていた。全体の 73.6%が共働き世帯²⁴ である現在でも専業主婦を優遇する保障制度が存在することは、女性の社会進出を抑圧していると言えるのではないだろうか。筒井 (2016) は配偶者控除に加え、長時間労働や保育所不足などの理由が重なり「対等な共働き化の程度がかなり低くなっている」と指摘している。(筒井 2016:195) また、別の見方をすれば、現状婚姻を利用できない性的マイノリティは当然この制度を利用することができない。また、婚姻以外のパートナー関係を選択した人々も利用することができない。その意味でも不平等を生産していると言えるだろう。

また、菊地 (2022) は「個人次元における結婚制度の持っている圧力」が「より構造的な次元と密接に結びついている」ことを指摘する。例えば日本社会では男女の賃金格差が大きい。厚生労働省が実施した「2022 年賃金構造基本統計調査」の結果によると男性を 100 としてみた男女間賃金格差は 75.7 である。²⁵ 菊地 (2022) によれば、非正規と正規の格差や正社員内でのコース別採用は「女性の『被扶養の妻』という想定される社会的地位」によって正当化されている。ジェンダーは雇用・労働のあり方から経済システム全般に影響を与えているのである。(菊地 2022:151) 結婚制度を根拠に経済システムにおけるジェンダー格差は容認され、逆に経済システムのジェンダー構造によって結婚制度が形作られている。このように結婚と経済格差は密接に結びついている。

千田 (2011) は結婚制度によって生み出される性別役割分業がシングルマザーの貧困を引き起こしている問題を指摘する。すなわち「夫が働き、妻が専業主婦 (低収入パートタイマー)」という特定の家族形態が手厚い保護を受けている現状が、シングルマザー世帯を貧困に追い込む仕組みを形成しているのである。(千田 2011:47) 厚生労働省が 2022 年 12 月に公表した調査データ²⁶ では、母子家庭のひとり親世帯では平均就労年収は 236 万円(父子家庭は 496 万円) であり、シングルマザー世帯は厳しい経済状況にあることが分かる。千田 (2011) によれば、多くのシングルマザーはパートタイムを「フルタイム」で働くことによって生計を立てている。結婚した女性たちが専業主婦を優遇する社会の中で専業主婦である 1 になることを「選択」し、男性の世帯主に妻や子供を養う取り分を含めた「家族賃金」を出すという構造それ自体が、そこから外れた生き方をするシングルマザーたちを貧

²⁴ 「マイナビ ライフキャリア実態調査 2023 年版 (ライフ編)」による調査
16 歳～64 歳の家庭のうち共働き世帯の内訳は、「夫婦ともに正社員」が 44.8%、「夫が正社員・妻が正社員以外」が 30.7%であり、合計すると全体の約 4 分の 3 を占めている。
https://www.mynavi.jp/news/2023/07/post_39386.html (2023 年 12 月 18 日閲覧)

²⁵ 厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査の概況」p.6 性別にみた賃金
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/dl/13.pdf> (2023 年 12 月 18 日閲覧)

²⁶ 厚生労働省「令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (令和 3 年 11 月 1 日現在)」
<https://www.moj.go.jp/content/001388754.pdf> (2023 年 12 月 18 日閲覧)

困に追いやっているのである。(千田 2011: 48) このようにシングルマザーの貧困問題も結婚制度が想定する性別役割分業によって引き起こされているとすることができるだろう。

3. 諸外国の結婚とパートナーシップ

本章では、婚姻制度のオルタナティブとして機能する諸外国の制度や事例について検討する。特にフランスの PACS と、台湾の「多様な家族」法案を中心に、同性婚に関する議論を交えつつ論じる。

3. 1 フランスの結婚と家族政策

3. 1. 1 結婚のオルタナティブとしての PACS

PACS とは Pacte Civil de Solidarité (連隊民事契約) の略称で、二人の成人が相手の性別を問わずに結ぶ共同生活契約のことを指す。²⁷ 齋藤 (2012) によると、PACS とは二人の私人の間の共同生活契約で、PACS を結んだカップルは相互扶助の仕方や財産に関する取り決めを行う。そして契約を裁判所書記課で登録することにより、その契約が国家を含む第三者対しても法律で定められた効果を発揮するようになる。法律上の効果には、例えば婚姻と同じように所得税が二人の合計所得に課税されること、相続税の優遇、パートナーが自動的に保険を受給できる場合があること、パートナーが外国人の場合は在留資格を考慮されることなどが挙げられる。(齋藤 2012: 87) また、カップルのどちらか一方が解消の通知を市町村役場に送達することにより PACS を解消することもできる。(大島 2017: 148) 阪井 (2022) は、PACS は成人同士であれば異性愛者カップルにも、同性愛者カップルにも、さらには「性的関係にない二人」にも開かれている点において、一般的な同性パートナーシップ制度とは異色であるとしている。(阪井 2022: 194)

公的統計を作成するフランス国立統計経済研究所 (INSEE) の調査では、2022 年にフランスでは 24 万 4000 組のカップルが結婚した。そのうち約 2.9 パーセントの 7000 組が同性婚である。また、PACS は 19 万 2000 組であり、合計の約 44 パーセントを占めた。要するに、政府による公的なパートナー関係の保証を求めるカップルの 4 割以上が結婚ではなく PACS を選択したことになる。2020 年はより顕著である。異性婚、同性婚を合わせた結婚は 15 万 4581 組であるのに対し、17 万 3894 組が PACS を選択し結婚の合計を上回った。1999 年に成立して以来、PACS が結婚の合計数を上回った年は 2022 年の一度のみだが、2018 年以降直近 5 年間を合計すると PACS が占める割合は約 47.7 パーセントになる。これらのデータから、フランスでは PACS が結婚に代わる新たなパートナーシップのあり

²⁷ 「異性または同性の、成年に達した 2 人の自然人による、共同生活を送る旨の契約」(民法典第 515-1 条)

方として広く受け入れられていることがうかがえる。²⁸

小島（2012）によると、PACS の登録件数は税制改革に伴って急増した。最初に 2005 年度に行われた改正により PACS 登録カップルが婚姻カップルと同等の所得税制上の優遇を受けられるようになった。さらに、2007 年に贈与や相続の面でも婚姻と同等の恩恵を受けられるようになったことで増加に拍車がかかった。（小島 2012：49）

齋藤（2012）によれば、そもそも PACS が成立した政治的な背景は、それまで法律の外に置かれて司法から無視されてきた同性カップルの共同生活に法的な枠組みを与えて承認することであった。（齋藤 2012：88）しかし、上記の税制改革を経て結婚と比べて遜色ない経済的恩恵を得られるようになったことや、簡便さにより、多くの異性愛者カップルにとっても結婚のオルタナティブとして利用可能な選択肢の一つになった。²⁹

3. 1. 2 PACS の受容と生きやすさ

上記のように広く社会で PACS を受容することによってどのように生きやすさが作られているのだろうか。志田（2022）は、PACS が「純粋な関係性」を構築する可能性を指摘する。純粋な関係性とは、イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズによって次のように定義されている。

「純粋な関係性」とは、社会関係を結ぶというそれだけの目的のために、つまり、互いに相手との結びつきを保つことから得られるもののために社会関係を結び、さらに互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感を互いの関係が生み出しているとみなす限りにおいて関係を続けていく、そうした状況を指している。

（ギデンズ 1992=1995：90 松尾、松川訳）

志田（2022）によれば、PACS は以下の二つの特徴によってギデンズのいう「純粋な関係性」の実現を支える制度であると主張する。一つ目は、契約解消が簡便であるということだ。一般的に離婚手続きは煩雑であり、結婚によって結びついた二人は一つのユニットとして永続的に継続することを期待される。前節で確認したように、結婚と異なり PACS はどちらか一方の意志で契約の解消を行うことができる。すなわち、PACS はカップルをユニット単位ではなく個人と個人の結びつきとして捉え、各個人の利害を尊重し優先する制度設計

²⁸ Insee « Mariage et Pacs Données annuelles de 1990 à 2022 » 表をもとに計算
<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498#tableau-figure1>（2023 年 12 月 18 日閲覧）

²⁹ フランスと日本では結婚制度のあり方が異なる点も留意する必要がある。齋藤（2012）によれば、フランスでは結婚が日本よりも厳粛だ。例えば、フランスで結婚するためには市町村役場で市長が挙式を行う必要があり、挙式の前には役場で 10 日間の公示が必要とされる。その期間に規定の利害関係者からの反対がなければようやく結婚することができる。（齋藤 2012a：89）また、大島（2017）によれば離婚に関しても双方が弁護士をつけて離婚合意書を作成する必要があり、分別能力のない小さな子供がいる場合には裁判官による承認を受ける必要があるなど手続きが煩雑である。（大島 2017：145-146）このように結婚の形式や儀式が複雑なこともあり、PACS が広く需要されるようになった。

になっていると言える。二つ目は、恋愛関係以外も含めた多様な社会関係を結ぶことを保障しているということである。PACSはカップルの性別を問わずに、友愛まで含めた人々の多様な関係を想定し保障する。友人関係をも含める PACS は、志田（2022）によれば「恋愛から形成されるカップルの特権化に対する批判」を行うという効果があり、「恋愛以外から形成される人々の関係への着目及び尊重といった、まさに市民の連帯といった言葉に沿った制度」であるといえる。（志田 2022：183）

また、フランス政府の PACS に関する説明のサイトには次のような記載がある。「PACS は、社会保障、財産、住居、税金の一部に影響を与えます。ただし、それはあなたの名前には影響しませんし、あなたと子供との関係にも影響しません。」³⁰ この文言から分かるように、PACS では財産や税金など経済面が重視され、二人の関係性に関する経済以外の側面にはなるべく立ち入らないようにすることが明記されている。

このように PACS は人々が「純粋な関係性」を構築するのに役立ち、人間同士の自由な結びつきを促進する効果を持つと考えられる。

3. 2 台湾の婚姻制度

3. 2. 1 同性婚の成立過程

2019年5月、台湾においてアジアで初めての同性婚が成立した。台湾はアジアでもっともジェンダー平等で、LGBTフレンドリーな社会として知られている。本節では、台湾で他のアジア諸国に先駆けて同性愛者の権利が認められた過程について、福永（2021）の論を参照して確認する。

2016年、マイノリティの自由や人権を打ち出すリベラルな政党である民進党が、「婚姻平等」のスローガンを掲げて選挙戦に勝利した。その後政府が主体で取り組み始めた同性婚成立運動であったが、日本と同様に保守勢力が強い力を持っている台湾ではすぐには成立しなかった。翌年の2017年には司法によって画期的な判断が下された。最高裁判所が「同性婚を認めない民法は憲法違反である」とする判決（大法官解釈）を出し、そして2年以内に政府は同性婚を実現しなければならないと命じたのである。³¹ さらに、もし政府が同性婚に尽力しなくても2年後には同性カップルが婚姻届を出したら行政は受け取らなければならないと判断された。すなわち、2年後の2019年には必ず同性カップルの婚姻が成立する道筋が司法によって作られたのである。

³⁰ 原文は以下の通りである。「Effets d'un Pacs」

Le Pacs a des effets sur les certaines aides sociales, sur vos biens, votre logement et vos impôts. En revanche, il n'a pas effet sur votre nom, ni sur le lien avec vos enfants.
フランス政府公式サイト Service-Public.fr
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1026>（2023年12月18日閲覧）

³¹ここで示された判決文「大法官解釈」に対する、福永（2021）による要約は以下の通りである。「現行の民法は同性カップルが共同生活を営むことを目的として親密性かつ排他性を有する永続的な統合関係を形成することを承認しておらず、これは憲法の保障する婚姻の平等（第22条）および平等権（第7条）に反する」（福永 2021：42）

鄭（2018）は、「大法官解釈」によって同性婚の法制化が目指された理由について以下の二つを挙げている。まずは「同性婚は婚姻の本質目的に合致する」（鄭 2018：76）ということである。台湾において婚姻は民法によって「二人が感情の合意に基づき、同時に適法性を有し、また法律により保障される永久な結合」であるとされている。（鄭 2018：77）また、子供を持たない異性婚カップルが存在することから分かるように、生殖能力や「家を継ぐ」能力は婚姻の成立要件にはなり得ないと判断される。つまり、婚姻がパートナー関係を男女の結合のみに限る規定は存在せず、パートナーが同性であるからといって婚姻から排除される理由にはならないのである。二つ目は「憲法の人権保障という趣旨に合致する」（鄭 2018：78）ということである。同性婚を法制化することによって、台湾の憲法が定める「婚姻自由」と「平等」の原則をより厳密な形で守ることができるようになる。以上を論拠に上記の判決が下され、この判決に従う形で 2019 年には政府の特別立法によって同性婚が認められた。

3. 2. 2 「多様な家族」草案の検討

本節では台湾における同性婚希求運動の中で民間団体によって提出された「多様な家族」草案を紹介し、本稿の目的である「自由な親密性」に関連づけて論じる。

福永（2021）によれば、台湾における同性婚の法制化において、2009年にレズビアン系のフェミニストたちが設立した「台湾伴侶權益推動連盟」と呼ばれる民間の弁護士団体が重要な役割を果たした。（福永 2021：45）同団体は 2014年に同性間パートナーシップに関する三つの草案を作り、立法府に提出した。一つ目の草案では同性間パートナーシップ法を特別立法によって法制化することを目指す。二つ目の草案では民法を改正して同性婚を実現することで「婚姻平等」の達成を目指す。ここで、三つ目の「多様な家族」草案と呼ばれる草案に着目したい。「多様な家族」草案は、2年以上の共同生活者に対して家族として与えられるさまざまな権利を付与することを目指すラディカルなアプローチだ。福永（2021）によれば、この草案は「『家族』を永続的な共同生活を目的とする相互扶助の関係として再定義」する効果を持つ。（福永 2021：49）このように再定義された「家族」においては、構成員の人数や性別、性的指向は問われない。つまり、性的マイノリティだけではなく友人同士や、シングルマザー、障害者、移住労働者など経済的に困窮するマイノリティが作り出す共同生活の集団にも「家族」という枠組みを与え、それによって異性愛の婚姻中心主義を解体していこうとする試みである。社会の中における弱者がお互いに寄り添って生きていくことを可能にし、家族として与えられるべき法的な権利を全て付与する。すなわち、「多様な家族」草案が目指したのは、性的マイノリティにとどまらないあらゆる弱者がコミュニティを作って共に生きていくための基盤を与える仕組みである。これは、これまで台湾社会において自明のものとして捉えられてきた血縁関係や家父長制によって構築される従来の家族の概念を土台から覆すような法案であった。婚姻そして血縁によって築かれる親密性を至上のものとして扱うのではなく、どんな属性同士であっても「2年以上の共同生活」というライフスタイルを選択することによって「家族」としての親密性を構築できるようにする。このように「多様な家族」草案によって提示された新しい「家族」は、性愛規範や血縁主義を超えて人々が自由に親密性を構築することを可能にしている。

この法案に対しては、プロテスタント保守が中核を担う市民連合による強烈なバックラッシュが生じた。福永 (2021) によれば、「多様な家族」草案によって実際に「台湾社会は動かされた」が、その分保守派の強い抵抗を喚起した。(福永 2021: 50) 保守運動に抵抗することを目的に、性的マイノリティの社会運動は民法改正による同性婚の法制化を唯一の目的として収束させた。つまり、同性愛者たちは自分達を異なる存在として排除しようとする保守の言説に対抗するために、同性愛者も異性愛者と同じく「社会の秩序を脅かさない『良き市民 (好公民)』である」という同化主義的な言説を活用した」のである。(福永 2021: 50) その結果、婚姻制度を異性間と同様に同性間にも開いていこうとする二番目の草案が実現し、2019年の同性婚法制化と「婚姻平等」の達成によって運動は「成功」に終わったと結論づけられた。(福永 2021: 39)

ここまで見てきた台湾の同性婚法制化の経緯から読み取れる通り、婚姻制度を異性間に限定するという事に必然性がないことは既に明確に示されている。婚姻制度から排除されてきたマイノリティにとっては、制度を平等化していこうとする動きである同性婚は早急に実現されなければならない課題である。しかし同性婚を実現して異性愛規範に同化していくことが性的マイノリティにとってのゴールではないこともまた事実である。台湾の同性婚法制化の過程で作られた「多様な家族」草案は、従来のパートナーシップとそれによって作られる家族の規範を根本から問い直すというラディカルな視点が存在する可能性を示唆している。

4. 法律婚の脱中心化・脱特権化

本稿の最終的な目的は、「自由な親密性」(筒井 2016: 198-199) を実現し、結婚しているか、していないかに関わらず誰もが生きやすい社会を構想することである。ここで改めて自由な親密性について定義づけておく。筒井 (2016) によれば、完全に自由な親密性が実現された世界では「誰かと関係を持つかどうか、関係を持つならば誰か、どれくらいの期間か、どのような関係か、ということについて自由に選ぶ」ことができ、一人で生きていくことも可能である。(筒井 2016: 198) より具体的には、各自が自立した経済基盤のもとで自由に結合し分離することができる世界であると言える。

第一章と第二章で確認したように、現在の日本では婚姻、特に法律婚が特権的な地位を占めている。しかし法律婚は全ての人に開かれている訳ではなく、マイノリティを排除している。さらに法律婚はそれ自体が構造的に不平等と不正義を生み出す装置になっている。これら婚姻制度が持つ特徴は、人々が自由に親密性を実現することを阻害する大きな要因になっているといえるだろう。

本章では、あるべきパートナーシップ制度、個人単位で生きるための施策、カップル単位を超えた社会的ネットワークによるケアの観点を検討し、婚姻を脱特権化して完全に自由な親密性を実現するための手立てを構想する。

4. 1 あるべきパートナーシップ制度の構想

4. 1. 1 純粋な関係性としてのパートナーシップ

「純粋な関係性」という言葉について、第三章の PACS に関する項目においてギデンズ の定義を紹介した。ここで改めて社会学者の筒井淳也による説明を引用する。筒井 (2016) によれば、「純粋な関係性」とは「関係それ自体から得られる情緒的な満足によってのみ取り結ばれる」ものである。(筒井 2016:215) すなわち、この「純粋な関係性」によって形成される親密性は国家に推奨あるいは規定されたあり方ではない。また、従来の結婚のように「安定した地位を得るための通過儀礼」としての関係性でもない。ここでは性愛と情緒的な満足を得る相手は一致していてもしていなくても良く、どのような立場にあっても自分が他者と繋がりたい方法で繋がることを選択できる。多様な関わり方の中で法律婚が単なる一つの選択肢として認識されるようになった時、初めて本当の意味で「純粋な関係性」としてのパートナー関係を育むことができるようになる。

兵庫県明石市では、2021年1月8日から「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が開始された。ホームページには「性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える『ありのままが当たり前』の実現」を目指すという指針が示され、「既存のパートナーシップ制度を基本としながら、様々な家族のかたちにも応える制度として、『パートナーシップ』『ファミリーシップ』を並列した名称」を採用したと記載されている。³² パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、カップルに加えてその子どもを含むことが特色であり、またカップルも同性間だけでなく、結婚ではない関係性を望む異性間の利用も想定している。制度のガイドブックには「互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う『パートナーシップ・ファミリーシップ関係』である二者であれば、どなたでも届出可能」であるとした上で、「届出者の戸籍上の性別・ソジー (SOGIE: 性的指向、性自認、性表現) は問いません。」と明記されている。³³ 明石市在住か明石市への転入予定があれば届

³² ファミリーシップ制度によって得られる効果は明石市ホームページで以下のように説明されている。

- (1) 連携医療機関で家族として対応
- (2) 市営住宅、市内の県営住宅・県公社住宅に家族で入居可
- (3) 市営墓園の使用・承継
- (4) 犯罪被害者等遺族支援金等の給付
- (5) 住民票の続柄を「縁故者」に変更可
- (6) 住民票の世帯が同一の場合、パートナーによる税証明書の申請が可能になる。
- (7) パートナーによる保育施設の申込

『明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度』明石市ホームページ
<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/partnershipfamilyship.html> (2023年12月20日閲覧)

³³ 『明石市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ガイドブック』明石市 Q & A より引用
<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/documents/202305guidebookkyouteiv11.pdf>

出時点で同居していなくても申請することが可能である。

明石市の事例は人々が「純粋な関係性」を構築できるようにするための一つの指針を示しているのではないだろうか。特に、同性カップルに限定するのではなく、「人生のパートナー又は家族」だと二者が互いに認め合った相手であればパートナーシップあるいはファミリーシップを結ぶことができる、という点にオリジナリティがある。国家レベルではなく明石市という一地域内での対応であること、婚姻同等の税制の優遇など経済的な恩恵が保障されているわけではない³⁴ ことを鑑みると過渡的な処置に過ぎない。とはいえ、異性愛カップルだけが利用できる婚姻制度や、今後法制化が期待される同性婚と併用して明石市のようなパートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けることは一考に値する。明石市の制度を全国規模に広げ、婚姻と比べ遜色ない経済面の恩恵も付与することができれば、法律婚は多様な選択肢のうちの一つとして認識されるようになるのではないか。それによって従来の婚姻が持つ規範を解体し、より純粋な関係性の構築が可能になる。

4. 1. 2 個人単位の社会保障

人間同士のケア関係には多様なあり方が存在するが、婚姻制度によってそこから逸脱した人は排除され、スティグマ化されていく。例えば友人同士や3人以上での親密な関係などによる親密性は婚姻と比較して劣ったものであるとみなされ、ケアは結婚した（異性愛）カップルによって築かれる家族の内で行われるべきであるという強固な規範が存在する。ここでいうケアには再生産労働や相互扶助、家事労働、介護などが含まれる。先にシングルマザーの貧困について触れたが、これもカップル単位で社会保障が行われていることによって引き起こされる問題である。

本項では、伊田（1998）による「シングル単位の社会論」をもとに社会保障を個人単位で行うことの重要性について論じる。

伊田（1998）によれば、シングル単位制度とは「家族がいるかないか、どんな家族かに無関係に、個人の自由を大切にするための仕組み」である。（伊田 1998：102）本稿でこれまで見てきたように、画一的な家族共同体のあり方はこれまでも現在も存在しない。注意すべきは、絶対的に「正しい」パートナーや家族のあり方が存在しないにも関わらず、法律婚というシステムによって国家が定める理想の形に人々の生き方を収束させようとしているという点である。伊田（1998）が提示するシングル単位の制度においては、「国家・行政は、誰と誰が生計を一つにしているか、扶養義務があるかを知らない、関心を持たない」ということが特徴的だ。すなわち、扶養や育児、介護、税の徴収や社会的な諸サービスの提供が一

（2023年12月20日閲覧）

³⁴ 明石市のホームページには、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、様々な場面での実質的な効果を伴うよう整備するほか、より効果を高めるための取組を合わせて実施します」と記載されている。

『明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度』明石市ホームページ
<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/partnershipfamilyship.html>
（2023年12月20日閲覧）

人ひとりに対して行われ、家族という共同体を介さないのである。(伊田 1998:106) 家族を解体し個人個人に対して社会保障を提供するという観点からは、第二章で扱った「戸籍の個人単位への再編成」ということも施策の一部に含まれてくるだろう。

個人単位で生きられるようにするという事は、そのまま純粋な親密性を自由に構築できるということにつながる。つまり、一人ひとりが経済的に自立しニーズに応じた社会的ケアを受けられる状態であれば、他者との関係は「その時にその人と一緒にいたい」という気持ちだけで成立するものになるからである。ここでは他者とケアをし合う関係性に優劣は付けられない。伊田(1998)が構想する社会において、ケアはすでにシングル単位で与えられているものだからである。

4. 1. 3 子育ての社会化

本項では社会的ネットワークによって子育てを共有化することで自由に親密性を構築できる可能性について論じる。二者間の関係や結婚制度を焦点化してきた本稿のここまでの議論と少し離れるが、再生産労働は人間同士の親密性について考える上で重要なテーマであるため最後に論じておきたい。

婚姻制度の目的の一つに、子供を産み育てるという再生産労働を制度的に支えることが挙げられる。第1章で確認したように、日本では婚姻内で子供を育てるべきだという規範が根強い。夫婦と子供からなる核家族の中で、それぞれの家庭ごとに責任を持って自分の血を分けた子供を育てるべきだと考えられている。

これに対し、コレクティブハウスに興味深い事例が見られる。福澤(2022)によれば、コレクティブハウスとは個室に加え、住戸の延長にある共用のキッチンやダイニングなどが備わった集合住宅のことを指す。シェアハウスとは異なり各個室に生活に必要な設備が完備され、プライバシーが守られていることが特徴である。20世紀初頭に働く女性が増加したスウェーデンにおいて、主に女性の「生活の合理化」を目的に生まれた。(福澤 2022:2) 日本では2003年に初めてのコレクティブハウス「かんかん森」がNPO法人によって東京都荒川区に作られた。³⁵ 福澤(2022)によれば、「かんかん森」では「コモンミール」と呼ばれる共同の炊事など家事を共同で行うことに加えて育児の共同化も見られる。例えば、フルタイムで働く親同士が保育園へのお迎えや夕食、寝かしつけなどの一連の世話を助け合っている。さらに、親同士を超えて単身世帯に世話を依頼するような事例もみられる。福澤(2022)は、親同士を超えてコミュニティ全体で子育てを共有化できる理由として「他の家庭の子どもや、子育てに対して、関心を持つ機会が日常的にあること」を挙げている。(福澤 2022:4) 自治を基本とするコレクティブハウスでは、共用部の使い方や前述のコモンミールの運営について居住者全員の話し合いで決めていくが、それに加えて共用部における子どもの過ごし方や子どもとのかかわり方の問題も議題にあがる。福澤(2022)は、他家庭の育児に対し、自分とは関係ないことと一線をひくのではなく、自分事として捉えることにつながっている」と述べている。(福澤 2022:4) このようにしてかんかん森では結婚し

³⁵ 特定非営利法人 コレクティブハウジング社 公式ホームページ参照 <https://chc.or.jp/chcproject/kankan.html> (2023年12月21日閲覧)

ているか、子供を産んだか、男性か女性かそれ以外かに関わらず、同じコミュニティに生きる老若男女全ての人々が子育てのコストを分担し、共に次世代を育てているのである。

子供を永続的で排他的なパートナーシップ内で育てるべきだという規範は、人々が自由に親密性を構築することを阻害し、法律婚という特定のパートナーシップのあり方以外を選択した人々をスティグマ化する原因になる。ここでコレクティブハウスの事例をもとに一定のコミュニティ内で子育てを共有化するということを、自由な親密性の構築を実現するための一つの方法として提示したい。

同性婚の議論においてよく取り沙汰されるのが結婚と子供を産み育てることの関係性である。昨今、国会議員による「同性愛者は『生産性』がない」という差別的な発言が話題になったが³⁶、再生産労働と結婚することが一体視されている現状においては、同性愛者やその他マイノリティが結ぶパートナーシップにマジョリティと同じレベルの法的保障を認めることに対して反対意見が噴出しかねない。ここで改めて強調したいのが、子育てをカップル単位で行うのではなく社会的ネットワークの中で共有化することで、婚姻が持つ特権の必然性をなくし、婚姻至上主義を解体することができるのではないかという視点である。

4. 2 一人でも生きていける社会へ

他者と自由に親密性を構築し、自分らしく生きられる社会を実現するためには、まずは「法律婚をした異性愛者のカップル単位」に特権を付与するような社会保障のあり方を解体し、一人が一人のままでも生きていける社会を作り上げる必要がある。その前提が成立した上で初めて、法律婚というあり方を選ぶのか、PACSのようにパートナー関係を保障する他の契約形態を選ぶのか、シングルで生きるのか、友人と生きるのか、恋愛するか否かに関わらず三人以上で生きるのか、それぞれが理想とする親密性を自由に構築できるようになる。選択肢の多さ、そしてどの選択をしても不当に不利益を被ることがない社会を作り上げることは全ての人にとっての生きやすさにつながる。ブレーク (2019) は、近代国家が婚姻制度を通じて一对の異性間に道徳的・法的特権を付与することで親密性やケア関係の自由を制限してきたと指摘している。男女一对の異性愛カップルに当てはまらないマイノリティの選択肢が不当に奪われている状態や、特定の選択をするように国家が人々の生き方を制限している現状は決して生きやすいものとは言えない。

本稿では現行の婚姻制度に対する批判的検討を試みてきたが、私自身は法律婚というあり方も一つの選択肢として残すべきであると考えた立場である。構造的に差別を生み出す婚姻制度を解体するべきだという議論も存在するが、これは現状の結婚という制度から恩恵を受けている人は支持せず、現実的ではない。また、結婚を自身のアイデンティティの一部あるいは基盤とする生き方をしている人々を一律に批判することは、それこそが新たな差別を生み出す契機になる。さらに、阪井 (2022) が指摘するように、婚姻制度を存続させつつも、例えば同性婚の実現などを通して制度の内容を改革していくことは、婚姻制度の間

³⁶ 『同性カップル「生産性ない」、杉田水脈氏が政務官 抗議や批判広がる』朝日新聞 2022年8月16日 塩入彩記者

<https://www.asahi.com/articles/ASQ8H6HSMQ8HUTIL01Z.html> (2023年12月20日閲覧)

題を内側から解体していく試みになり得る。(阪井 2022:209) つまり、婚姻制度それ自体を変革することで従来の「結婚」が持ちうる規範を瓦解し、再定義できる可能性があるということである。

現行の法律婚が社会制度上優遇されている現在、人間同士の結びつきのあり方によって得られる権利や恩恵に差が生まれている。これはマイノリティに留まらず全ての人にとって生きにくい社会を作り出している。特定の推奨される生き方から外れることへの恐怖が、例えば婚活産業を台頭させ、自分と異なる生き方を選択するマイノリティに対する批判的な視線を増大させ、作られた「伝統的」価値観を維持することに固執させている。婚姻制度という一つの入れ物の中に全員を入れようとするのではなく、入れ物自体を増やせば良いのではないか。そしてそれぞれの入れ物の差異を極小化して、どの入れ物を選択しても得られる権利に差がなくなった時に、初めて人々は自由に親密性を構築することができるようになる。そのために重要なのは、前節で述べた個人単位で生きられる社会である。「個人」の中にはあらゆる世代のあらゆる属性の人々が含まれる。個人単位の保障システムによって法律婚を脱中心化し、多様な個人の生き方が認められるようになることで、結婚をしなくても誰もが生きやすい「自由な親密性」を構築することが可能になる。

おわりに

本稿では自由に親密性を構築し、一人一人が自分らしく生きられる社会を実現するための手立てを構想した。法律婚に絶対的な価値が置かれ、それが当たり前だとみなされている日本の現状を分析し、オルタナティブな社会のあり方を構想することを目指した。最終的に個人が個人のままで生きることができるようになり、法律婚が脱中心化・脱特権化されることにより、人々は自由に親密性を構築できるようになると結論づけた。

本稿では具体例を参照しつつも、結婚とそれに代わる親密性のあり方についての理論的な枠組みを確認することを第一の目標とした。そのため、個別的な保障の制度設計については詳しく論じることができなかった。また、結婚や家族を論じる上で重要な議題である子育てのあり方について十分に議論を深めることができなかった。これについては今後の課題としたい。

今後、性的マイノリティや同性婚に関する議論はますます活発化していくことが予想され、それに対するバックラッシュも想定される。生きづらさをマイノリティだけが抱える問題として切り離して考えるのではなく、問題の本質がどこにあるのか、より多くの人の生きやすさを実現するには何が必要なのか、自分自身にひきつけて考えることが必要だ。本稿を執筆するにあたり身につけた視点をこれからの人生においても大切に、今後変化していく社会の動向に注目していきたい。

参考・引用参考文献

- 伊田広行 (1998) 『シングル単位の社会論—ジェンダー・フリーな社会へ』 世界思想社
- 落合恵美子 (1994) 『21世紀家族へ』 ゆうひかく選書
- 菊地夏野 (2022) 『クィア・スタディーズをひらく 2 結婚、家族、労働』 晃洋書房
- ギデنز・アンソニー (1992=1995) 松尾精文、松川昭子訳 『親密性の変容—近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』 而立書房
- 久保田裕之 (2022) 「性愛規範を超えて-最小結婚と非性愛的ケア (親密性) 関係」、植村恒一郎 他編『結婚の自由 最小結婚から考える』 白澤社、現代書館
- 小島宏(2012) 「日仏両国におけるカップル形成・出生行動とその関連要因」、井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子供を産むのか』 勁草書房
- 齋藤笑美子 (2012) 「フランスの法と社会におけるカップルと親子」、井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子供を産むのか』 勁草書房
- 阪井裕一郎 (2022) 「婚姻制度の廃止か、改革か?」、植村恒一郎 他編『結婚の自由 最小結婚から考える』 白澤社、現代書館
- 志田哲之 (2022) 「結婚よ、さようなら」、植村恒一郎 他 編『結婚の自由 最小結婚から考える』 白澤社、現代書館
- 清水雄大 (2008) 『同性婚反対論への反駁の試み-戦略的同性婚要求の立場から』 ジェンダー&セクシュアリティ 国際基督教大学ジェンダー研究センタージャーナル 3:95-120
- 千田有紀 (2011) 『日本型近代家族 どこから来てどこへ行くのか』 勁草書房
- 筒井淳也 (2008) 『親密性の社会学 縮小する家族のゆくえ』 世界思想社
- 筒井淳也 (2016) 『結婚と家族のこれから 共働き社会の臨界』 光文社新書
- 鄭學仁 (2018) 「台湾における同性婚の法制化の検討と課題」、新・アジア家族法三国会議編『同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題』 日本加除出版株式会社
- 中川重徳 (2018) 「同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題 日本の現状と問題点」、新・アジア家族法三国会議編『同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題』 日本加除出版株式会社
- 中島満大 (2017) 「近代移行期における西南日本型結婚パターンの変容」、平井晶子、床谷文雄、山田昌弘編著 (2017) 『家族研究の最前線 2 出会いと結婚』 日本経済評論社
- 二宮周平(2012) 「日本法における婚姻規範の強さと現実との乖離-自由への求めとその課題」、井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子供を産むのか』 勁草書房
- 服部誠 (2017) 「近代日本の出会いと結婚-恋愛から見合へ」、平井晶子、床谷文雄、山田昌弘編著 (2017) 『家族研究の最前線 2 出会いと結婚』 日本経済評論社
- 福澤涼子 (2022) 『コレクティブハウスにみる家事育児のシェア ~現代における生活共同の価値とは~』 <https://www.dlri.co.jp/files/ld/224807.pdf>
- 福永玄弥 (2021) 『『毀家・廢婚』から『婚姻平等』へ-台湾における同性婚の法制化と『良き市民』の政治』 ソシオロゴス 45 39-58
- ブレイク・エリザベス(2019) 『最小の結婚 結婚をめぐる法と道徳』 白澤社、現代書館
- 星野智子、和田美智代 (2010) 『家族のこれから 社会学・法学・社会福祉学からのアプロ

一チ』三学出版有限公司

堀江有里 (2015) 『レズビアン・アイデンティティーズ』 洛北出版

山田昌弘 (2008) 『婚活時代』 ディスカヴァー携書 021 ディスカヴァー・トゥエンティワン

山田昌弘 (2013) 特集・近代社会の転換期のなかの家族 『日本家族のこれから 社会の構造転換が日本家族に与えたインパクト』

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/64/4/64_649/_pdf

山田昌弘 (2017) 「日本の結婚の行方-困難なのか、不要なのか」、平井晶子、床谷文雄、山田昌弘編著 (2017) 『家族研究の最前線 2 出会いと結婚』 日本経済評論社

横田裕美子 (2022) 「結婚式のデモクラシー-限りある中での平等を求めて」、植村恒一郎 他編『結婚の自由 最小結婚から考える』 白澤社、現代書館

善積京子 (2000) 『結婚とパートナー関係 問い直される夫婦』 ミネルヴァ書房

渡邊泰彦 (2018) 「同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題 欧米諸国の動向」、新・アジア家族法三国会議編『同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題』 日本加除出版株式会社